

**内灘町
男女共同参画推進行動計画**

**～一人ひとりが輝き
ハーモニー奏でるまちをめざして～**



内 灘 町

はじめに（男女共同参画社会の推進へ向けて）

地方分権時代の到来と少子高齢化時代を迎え、私たちを取巻く社会経済情勢は大きな変化を遂げつつあります。この変化の動きはますます加速し、地方行政の課題とその果たすべき役割は一段と多様化してくるものと思われます。そのような背景のもと、自主的で主体的なまちづくりの取組みにおいて住民と行政の協働が大きな推進力を発揮するものと期待されています。

こうした社会環境の中であって、女性と男性がともにその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することは、社会全体の活力を増し、また、人々が未来に夢を託せる社会に通じるものであると思うのであります。それ故に、すべての町民が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個人の能力を十二分に発揮できるシステムやそうした意識づくりが求められるのであります。

このような状況から、このたび「内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定いたしました。本計画では、

- ① 一人ひとりがかけがえのない存在であること
- ② 人生のいつの時代であってもその人らしく生き生きと過ごすこと
- ③ 様々な場において個性を認め合い生きていけること

以上の三点を基本視点として、多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進できるよう施策の体系化を図りました。

町では、今後この行動計画に基づき男女共同参画社会の実現に向け最大限の努力をしてまいります。男女共同参画社会の実現は行政のみの力で実現できるものではありません。住民の皆さまをはじめ、事業者、関係団体の皆さまと連携協力し、住民と行政が渾然一体となって取り組んでいくことが何よりも重要であると存じますので一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本行動計画の策定にあたりまして、ご意見をいただきました内灘町男女共同参画推進委員会委員の皆様はじめ、意識調査や、パブリックコメント等でご意見をお寄せいただいた多くの皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

内灘町長 八十出 泰成

— 基本理念 —

私たちはこんな内灘町をめざします

一人ひとりが「人」として
生きる権利が尊重されるまち

この町に暮らし、学び、集い、働く人が
お互いに認め合いつつ
自分の個性と能力を発揮できるまち

責任をわかちあい
毎日の暮らしの中で喜びと
パートナーシップをもって
心豊かに暮らせるまち

さあ、いっしょに歩みましょう

目 次

第1章	計画の趣旨	
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格と位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	基本理念	4
5	基本目標	4
6	基本視点	4

第2章	計画策定の背景	
1	世界の動き	7
2	国の動き	7
3	石川県の動き	9
4	内灘町の動き	9
5	男女の人権の尊重について	9
6	社会情勢の変化の中で	10

第3章 計画の展開

計画体系図	14
-------	----

目 標 I

一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに 認め合い尊重しあうまち	17
重点課題1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習 の見直しと男女平等教育の推進	17
重点課題2 みんなの人権の尊重と侵害の解消	20

目 標 II

誰もが生き生きと参画できるまち	23
重点課題1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	23

目 標Ⅲ

家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち	27
重点課題1 誰もが働きやすい環境の整備	27
重点課題2 仕事と家庭の調和の支援	30
重点課題3 男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	33
重点課題4 生涯を通じて安心して暮らせる基盤の整備	36

目 標Ⅳ

着実な計画の推進	38
重点課題1 推進体制の整備	38

数値目標と指標	41
---------	----

資 料 編

内灘町男女共同参画推進委員会設置条例	45
内灘町男女共同参画推進委員会委員名簿等	46
答申書	47
日本国憲法	48
男女共同参画参画基本法	51
世界・国内の男女共同参画への動き	57
人間開発に関する指数の国際比較	59
北京宣言及行動綱領目次	60
用語解説	64

第 1 章

計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基本理念
- 5 基本目標
- 6 基本視点

1 計画策定の趣旨

内灘町は昭和 30 年代後半から土地区画整理事業等による砂丘地の開発により、人口が急増し、昭和 37 年の町制施行時 7,615 人であった人口が昭和 55 年には 2 万人を超えました。その後も微増ながら人口は増え続け、平成 17 年度末では 26,896 人となり、多様な人々の暮らす町となっています。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化、また地方分権への動きなど、今やわが国はそうした社会経済情勢の急激な変化に対応する必要に迫られています。このような事情から女性も男性も共にその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、今や喫緊の課題となっています。

一方、1995 年第 4 回北京世界女性会議が開催されたあと、男女共同参画に向けた動きは着実に推進され、国際的には国連女性 2000 年会議の開催、国内的には平成 11 (1999) 年 6 月の「男女共同参画社会基本法」の制定、平成 12 (2000) 年 12 月の国の基本計画策定などの成果となって現れています。さらには平成 17 (2005) 年 12 月には、第一次基本計画の進捗状況の評価と、その後の社会情勢の変化を勘案した第二次基本計画が策定されました。

このような諸情勢の中、町は平成 18 年『第 4 次 内灘町総合計画』を策定し、その基本理念の 1 つとし、「住民と行政がともに考え、育てるまち」を掲げ、人がいきいきと暮らし、個性あふれ、安心して暮らすことのできるまちを目指しています。こうした目標を達成するためには、全ての町民が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず対等なパートナーとなる新しい社会づくりが重要な課題となります。

内灘町では、このような課題に対応するため、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定することといたしました。

2 計画の性格と位置付け

○この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画とし、国の男女共同参画基本計画、県の男女共同参画計画（いしかわ男女共同参画プラン 2001）を勘案しながら策定した町の行動計画です。

○本計画は、「第 4 次 内灘町総合計画」を上位計画とした部門別計画のひとつです。また、男女共同参画の視点で、町の各部門の施策を横断的にとらえたものです。

3 計画の期間

○本計画の期間は、平成 19 (2007) 年度から平成 28 (2016) 年度までの 10 年間とします。

○計画の期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行います。

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

4 基本理念

一人ひとりが輝きハーモニー奏でるまちをめざして

一人ひとりが「人」として
生きる権利が尊重されるまち

この町に暮らし、学び、集い、働く人が
お互いに認め合いつつ
自分の個性と能力を発揮できるまち

責任をわかちあい
毎日の暮らしの中で喜びと
パートナーシップをもって
心豊かに暮らせるまち

5 基本目標

- I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち
- II 誰もが生き生きと参画できるまち
- III 家庭、職場、地域で心豊かに調和ある生活のできるまち
- IV 着実な計画の推進

6 基本視点

- ① 人・・・一人ひとりがかけがえのない存在
- ② 時・・・人生のうち、いつの時でもその人らしく生き生きとすごすこと
- ③ 場・・・家庭、地域、学校、職場それぞれの場で、個性を認め合い生きていける場の創造

第2章

計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 国の動き
- 3 石川県の動き
- 4 内灘町の動き
- 5 男女の人権の尊重について
- 6 社会情勢の変化の中で

1 世界の動き

①国際婦人年

昭和 50(1975)年に、国連が提唱した国際婦人年に「第 1 回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。

続く昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年を「国際婦人の十年」と定め女性の人権擁護と男女平等のための国際的な行動が開始されました。

②「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」

昭和 60 (1985) 年、「国際婦人の十年最終年世界女性会議」が開催され、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

③「第 4 回北京世界女性会議」の開催

平成 7 (1995) 年「第 4 回北京世界女性会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領 (西暦 2000 年までの国際的指針)」が採択されました。

④国連特別総会「女性 2000 年会議」の開催

「第 4 回北京世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」をフォローアップするため、平成 12 (2000) 年、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領の実施のための更なる行動とイニシアティブ (成果文書)」が採択されました。

⑤国連女性の地位委員会閣僚級会議「北京 +10」の開催

「第 4 回北京世界女性会議」から 10 年目にあたることを記念し、平成 17 (2005) 年国連女性の地位委員会閣僚級会議「北京 +10」が開催され、5 項目からなる政治宣言と 10 本の決議が採択されました。

2 国の動き

①「婦人問題企画推進本部」の設置と「国内行動計画」の策定

国では、「世界行動計画」の内容を国内政策に取り入れるため、昭和 50 (1975) 年に国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 (1977) 年には女性の人権の保障と地位向上のための「国内行動計画」が策定されました。

②「女子差別撤廃条約」の批准と「新国内行動計画」の策定

昭和 60 (1985) 年には、「女子差別撤廃条約」が批准され、「男女雇用機会均等法」が制定されました。

また、昭和 62 (1987) 年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け「新国内行動計画」が策定されました。

③「男女共同参画推進本部」の設置

平成 6 (1994) 年には、「婦人問題企画推進本部」が改組され「男女共同参画推進本部」が設置されました。

また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されるなど、推進体制が整備されました。

④「男女共同参画 2000 年プラン」の策定

平成 8 (1996) 年には、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

⑤「男女共同参画社会基本法」の制定

平成 11 (1999) 年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられるとともに、平成 12 (2000) 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

⑥「男女共同参画会議」の設置

平成 13 (2001) 年 1 月、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」が設置されました。

併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、これまで以上に推進体制の充実・強化が図られました。

⑦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 法)」の制定

平成 13 (2001) 年、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 法)」が制定されました。

⑧「次世代育成支援対策推進法」・「少子化社会対策基本法」の制定

平成 15 (2003) 年、少子化に的確に対処するため、「少子化社会対策基本法」が、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

⑧「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」の策定

平成 17 (2005) 年 12 月には、平成 12 (2000) 年に策定された「男女共同参画基本計画 (第 1 次)」の取組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が策定されました。

3 石川県の動き

①「石川県婦人行動計画」の策定

女性の地位向上と福祉の充実を目指し、昭和 56（1981）年に「石川県婦人行動計画」が策定されました。

同計画の期間満了に伴い、昭和 62（1987）年に新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン 21」が策定されました。

②「いしかわ女性行動計画」の策定

平成 3（1991）年に国の「新国内行動計画」改訂に伴い平成 5（1993）年「いしかわ女性行動計画」が策定されました。

③「男女共同参画推進室」の設置

「男女共同参画社会基本法」の施行により、これまでの取組みをさらに加速するため、平成 12（2000）年には女性青少年課に「男女共同参画室」が設置されました。平成 15（2003）年には「男女共同参画課」とされ、推進体制の充実が図られました。

④「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の策定「石川県男女共同参画推進条例」の施行

平成 13（2001）年 3 月「男女共同参画社会基本法」に基づき「いしかわ男女共同参画プラン 2001」が策定されました。また、同年 10 月「石川県男女共同参画推進条例」が施行されました。

4 内灘町の動き

①「男女共同参画室」の設置

男女共同参画施策の積極的な取組みのため、平成 17（2005）年 7 月「女性施策推進室」を設置、翌 4 月室名を「男女共同参画室」と変更しました。

②「内灘町男女共同参画推進委員会」の設置

平成 17（2005）年 8 月「内灘町男女共同参画推進委員会」（公募委員 3 名を含む委員 10 名）を設置しました。

③「男女共同参画に関する住民意識調査」の実施

平成 18 年 1 月第 1 回「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

5 男女の人権の尊重について

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが着実に進められてきました。

しかし、長い歴史の中で社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）にとらわれた意識や性別による固定的な役割分担が残っており、必ずしも平等とはいえない状況です。

また、女性の人権が十分に尊重されていない中で、女性へのさまざまな暴力の問題がクローズアップされてきています。

人権の尊重は男女共同参画の根底をなす基本理念であり、個人の尊重なくして、個性と能力は発揮できるものではなく、社会情勢の変化に関わらず取組みが求められています。

6 社会情勢の変化の中で

① 少子・高齢化の進行

少子高齢化の急速な進行は止まるところを知らず、平成 16 年（2004 年）をピークとし、翌平成 17 年から、人口の減少が始まっています。合計特殊出生率は、人口置換水準（人口を一定に維持するため必要な水準：合計特殊出生率では 2.08）を大きく下回っており、平成 16 年では、国 1.29、県 1.35 となり、内灘町では国県より下回った 1.21 となっています。

一方、65 歳以上の老年人口の比率は 2025 年には 28.7% と高水準に、2030 年には約 5 人に 1 人が 75 歳以上の超高齢社会になると予想されています。内灘町の 65 歳以上人口も昭和 50 年には総人口に対して 5.3% であったものが、平成 16 年には 14% と 3 倍近くの伸びとなっています。

その他、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加するなど世帯規模の縮小が続いています。

少子・高齢化の進行は生産年齢人口の減少をもたらすなどの労働力の制約や年金・医療・福祉等社会保障費の増大など、社会経済におおきな影響を与えることとなります。

このため、高齢期の男女には、自立し充実した生活のため社会体制の整備やその能力を社会の活力としていけるような体制づくりが必要です。

また、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりや多様なライフスタイルに対応した子育て支援策を充実させ、子どもを持ちたい男女が安心して子どもを産み育てられる環境を作ることが必要です。

② 地域形態の変化

経済構造の変化や情報化の進展に伴い、個人の職場、家庭、地域等への帰属意識は多様化しています。地方の経済状態は厳しい状態が続いており、内灘町の財政も同様に厳しい中、地域の特性を活かしたまちづくりが必要とされています。

また、地方分権が進展する中、住民参加が不可欠となっており、地域における男女共同参画社会の形成の重要性が更に増大すると考えられます。

③ 経済の長期低迷の影響

バブル崩壊後、わが国の経済は長期に亘り低迷を続けてきました。完全失業率は、徐々に改善されて、2005年に4.4%になったとはいえ、若年失業と長期失業は依然として深刻です。

女性の就業率は平成12年では、全国で46.2%、内灘町では52.7%となっています。

また、1985年に28.4%だった女性のパート・アルバイト比率は2004年40.4%に急増しています。正社員とパートで賃金格差があり、パートタイム労働に女性が比較的多く就いていることから、男女間の収入格差をより拡大させ、その解消が求められています。

④ 情報化社会の進展

情報化の進展により、地理的・時間的な距離を越えた価値の共有が容易となり、働き方、住み方、人とのつながり方などが大きく変化しています。更には国際化が進展し、国際社会における競争も激化しています。

そのような中で、知的価値の生産やその活用、文化的価値がより尊重される時代を迎えつつあります。

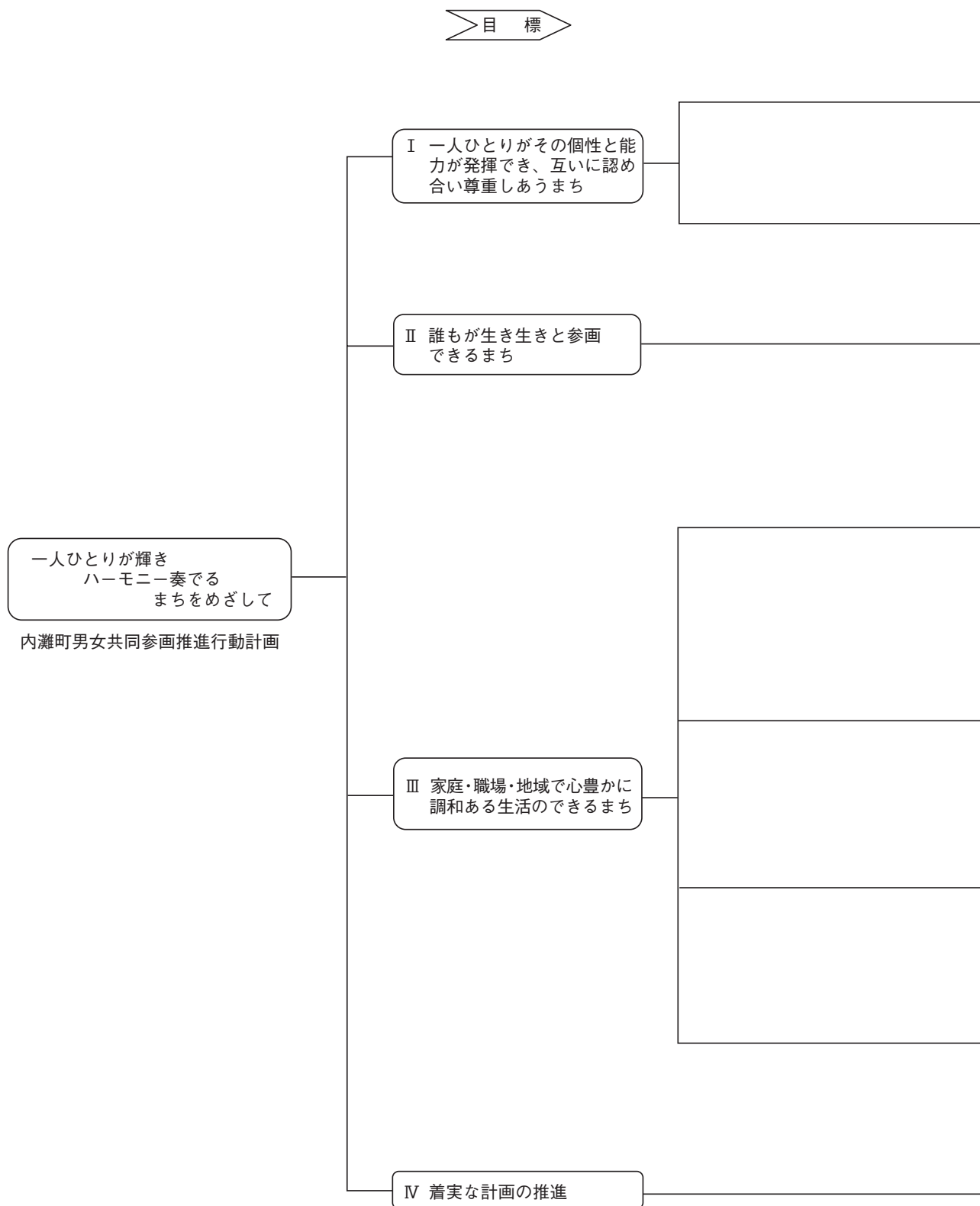
知的価値、文化的価値を生み出す源泉は、工業社会で必要とされた大量の均質な労働力ではなく、情報を活用し総合的な発想力を持つ多様な個人が必要とされます。

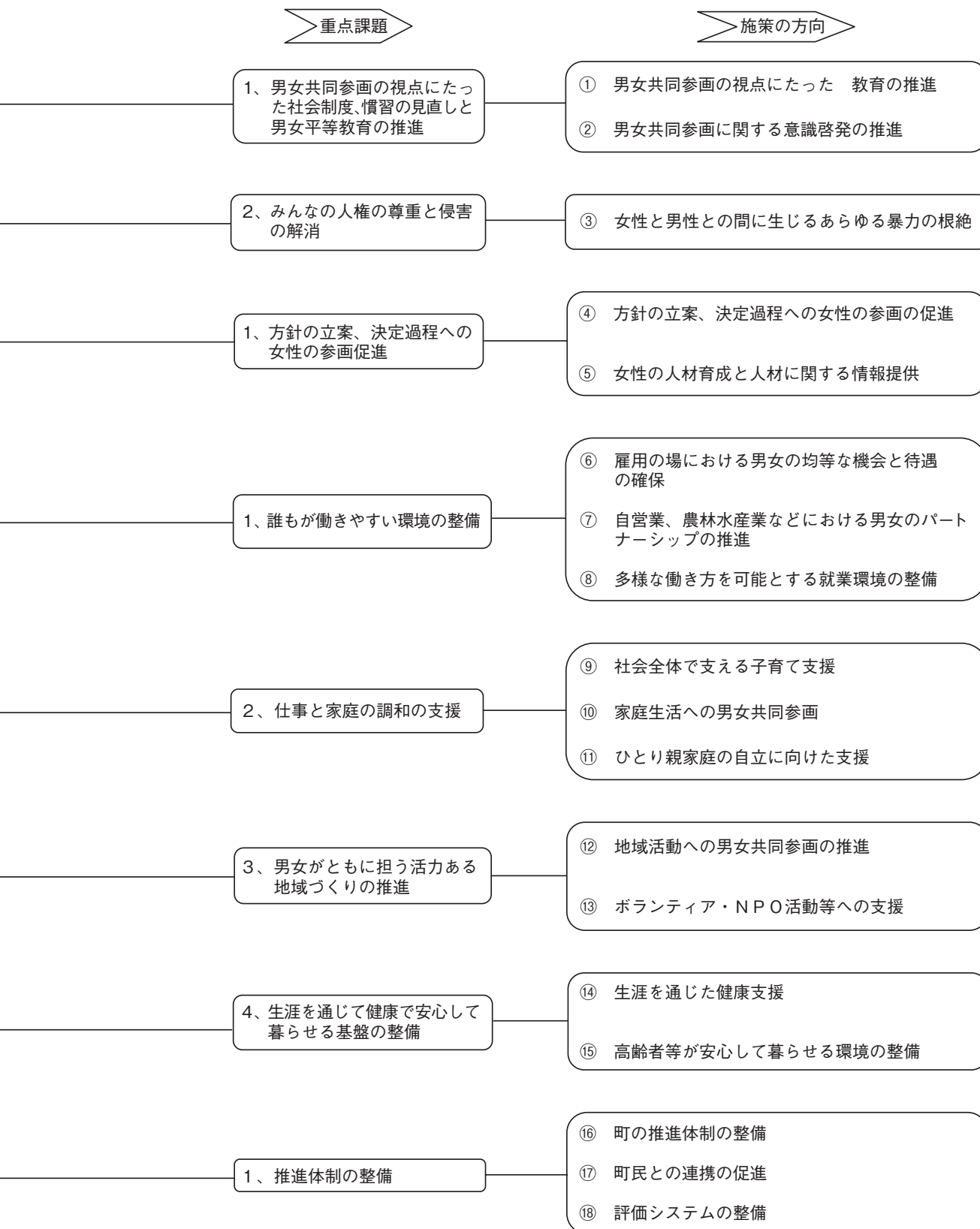
このような時代には、男女を問わず創造力ある人材の育成と活用のためにも、画一的な基準を満たすための規制ではなく、健全な競争の促進と、公正を期すための新たなルールが必要とされています。

第3章

計画の展開

計画の体系





目標Ⅰ 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち

町民一人ひとりがその個性や能力を発揮して、生き生きとした活動ができること。また、女性も男性も互いの人権を尊重しあい家庭、学校、職場や地域などあらゆる場所に参画できることは大切なことです。

しかし、女らしさ、男らしさといった社会的につくられた性差や、男性は仕事、女性は家庭と子育てという固定的な性別役割分担などの意識に関わる問題が根強く残っており、私たち一人ひとりの意識改革が最も大きな課題です。

重点課題 1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進

【現況と課題】

内灘町が平成 18 年に初めて行った「男女共同参画に関する住民意識調査」では「男は仕事・女は家庭」という考え方に代表される性別に基づく固定的な役割分担意識に「賛成しない（「賛成しない」と「あまり賛成しない」）」（固定的な性別役割分担に反対）と答えた人は全体として 30.6%で、全国アンケートの 48.9%と大きな差があり、内灘町では固定的な性別役割分担意識が根強いことがわかります。

また、男女共同参画についてよく知っていると答えた方でも、固定的な性別役割分担に賛成する率も高く、男女共同参画の正確な情報の浸透がされていないことが伺われます。

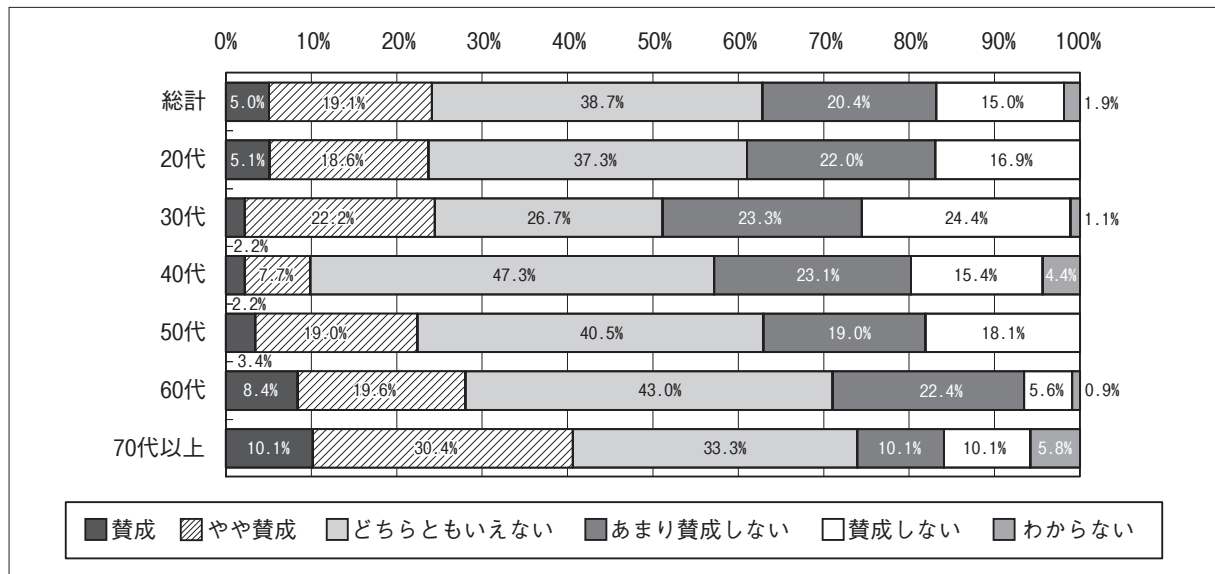
このような考え方は、町民一人ひとりがその個性と能力を発揮する生き方が制限されたり、片方の性に特定の役割が集中するなど、男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。

そのため広く町民に対し、正しい情報を様々な機会を通じて発し男女共同参画に関する認識を深め、この社会的につくられた性差（ジェンダー）に縛られない意識づくりに向け、積極的に働きかける必要があります。

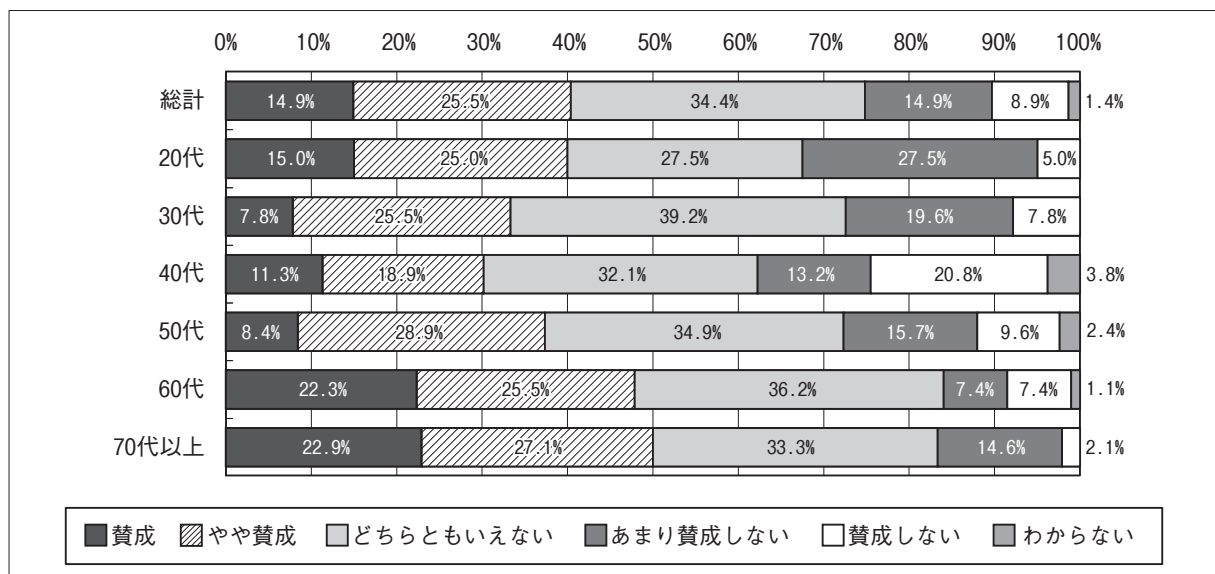
また、人間の価値観は、幼児期から家庭や学校、地域社会の中で形成されます。人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要なものです。

「男は仕事・女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

(女性)



(男性)



— 町民の声 —

- ・(ジェンダー) 日本の社会の歴史から考えると、男女が同等にという考え方はなかなか広まりにくいですね。
- ・職場でも家庭でも男性がやはり有利なことが多いです。手のあいた人間が忙しい人間を補助する。お互いが理解し合って生活したいといつも思っています。
- ・男女共同参画の意識を持ってもらえるよう、ワークショップ形式のフォーラムを開催してみてもいいですか。

(アンケート等でいただいたご意見)

【施策の方向】

- ①男女共同参画の視点にたった教育の推進
- ②男女共同参画に関する意識啓発の推進

施策の方向 ①男女共同参画の視点にたった教育の推進

事業概要		期間	担当課
1 男女平等教育の 推進	・学校教育における人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性について指導の充実を図ります。	A	学校教育課
	・男女を問わず健全な食生活を実現するための能力を養成する観点から食育を推進します。	A	学校教育課 生涯学習課 町民生活課 健康推進課
	・保育所や学校等において、各自の個性を発揮する指導を図ります。	A	学校教育課 町民生活課
2 多様な選択を可能にする教育、 学習機会の充実	・エンパワーメントのためのさまざまな女性教育・学習機会の提供並びにその情報の発信に努めます。 (能力開発・チャレンジ・再チャレンジ等の学習機会)	A	男女共同参画室 生涯学習課 産業振興課
	・男女共同参画についての学習機会の充実に努めます	A	男女共同参画室 生涯学習課

施策の方向 ②男女共同参画に関する意識啓発の推進

事業概要		期間	担当課
3 男女共同参画に 関する意識啓発 の推進	・町広報・ホームページ・啓発紙等を利用し男女共同参画についての分かりやすい広報啓発活動を推進します。	A	男女共同参画室
	・講演会等を開催し、広く男女共同参画についての意識啓発を進めます。	A	男女共同参画室 生涯学習課
	・男性に対する広報・啓発を推進します。	B	男女共同参画室 生涯学習課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

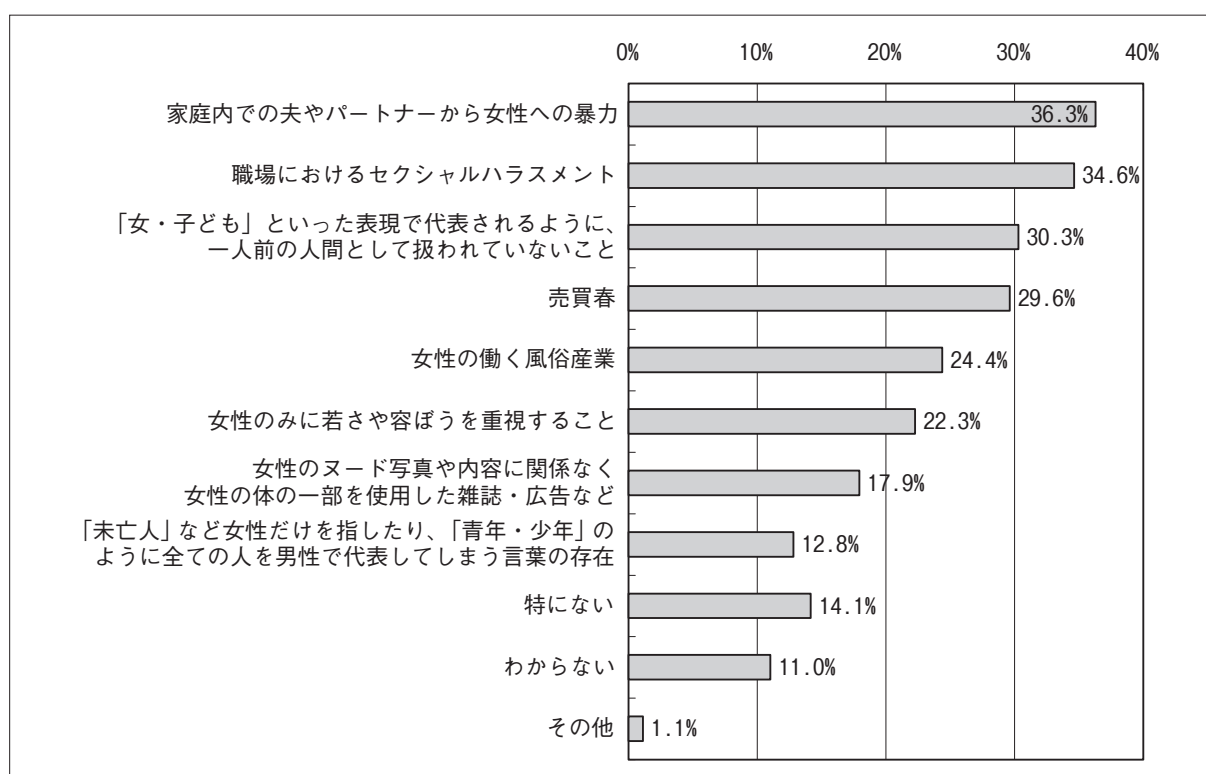
【現況と課題】

暴力は、犯罪行為にあたることもあり、また明らかな人権侵害であることから、その態様を問わず決して許されるものではありません。

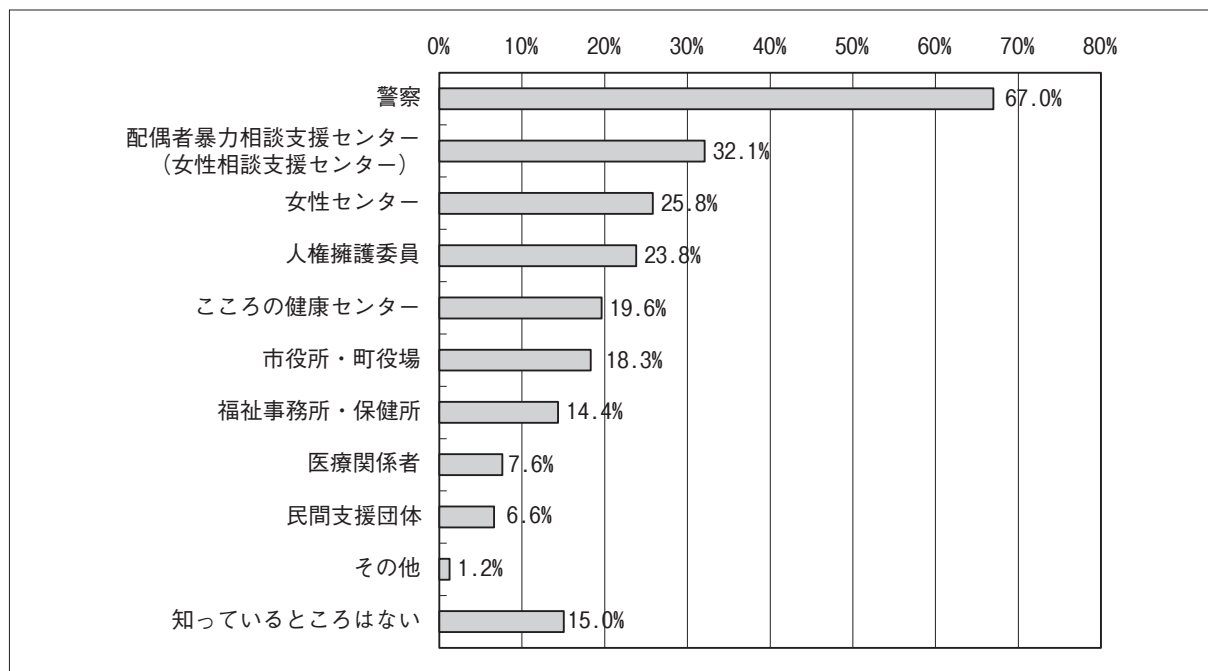
とりわけ女性に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。こうした女性に対する暴力の問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつありますが、いまだに社会の理解は不十分で、様々な思い込みや誤った社会通念に縛られている場合があります。

このため、関係者だけでなく全ての人が、女性に対する暴力は個人的問題ではなく多くの人々にかかわる社会的問題であり、男女の固定的な性別役割分担、経済の格差、上下関係等、男女の置かれている状況に根ざした構造的な問題であるとの認識を持つ必要があります。また、その根絶に向けた取組みや被害女性への支援の充実を図る必要があります。

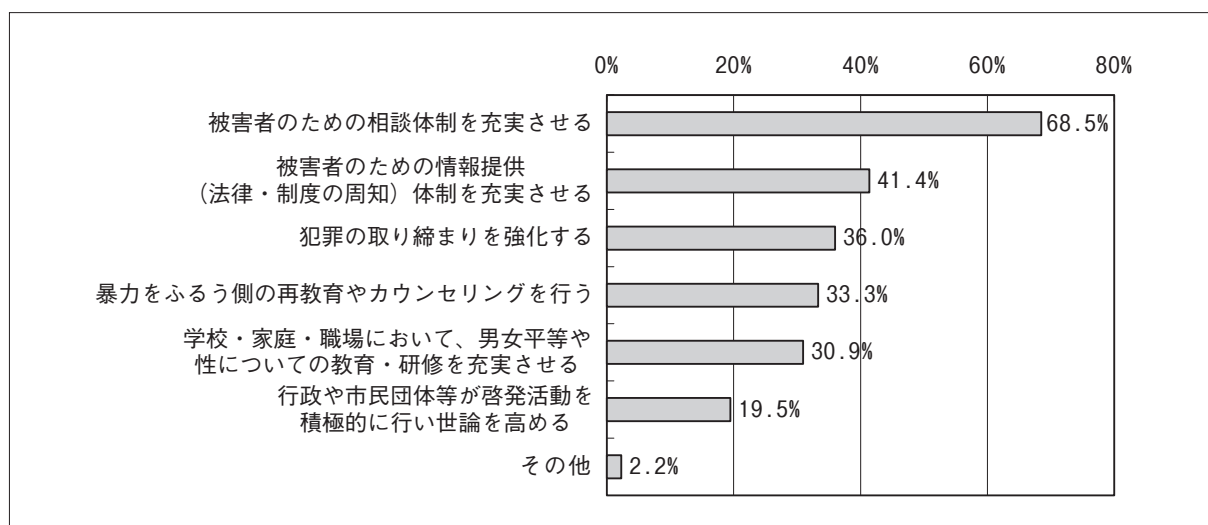
あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。
(○はいくつでも)



パートナー（配偶者や恋人）の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）



セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害するような行為に対して、どのような取り組みが重要だと思いますか。（○は3つまで）



— 町民の声 —

- ・DV はひどいと思った。女性は大損だと思った。
- ・手こそは挙げたことはないが、傷つく言葉を吐いてから、強く反省することがしばしばある。まだまだだ。反省。

（アンケート等でいただいたご意見）

【施策の方向】

③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶

施策の方向 ③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶

事業概要		期間	担当課
4 女性に対する暴力の根絶するための啓発	・人権意識を高めるための講演会の開催や啓発紙による意識啓発を推進します。	B	男女共同参画室 町民生活課
5 相談体制の充実	・相談機関相互の連携を強化し、生じた問題に対し迅速かつ的確な対応ができるよう努めます。	A	男女共同参画室 町民生活課
	・相談窓口の周知に努めます。	A	男女共同参画室 町民生活課
6 職場・地域等におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の強化	・啓発用パンフレット等の作成や研修により、職場・地域等におけるセクシャル・ハラスメント防止のための環境づくりを進めます。	B	男女共同参画室 生涯学習課 産業振興課
	・役場内における、職員研修の実施、相談体制の充実を通じ、職員のセクシャル・ハラスメントに関する意識啓発に努めます。	B	総務課
7 児童虐待、高齢者虐待防止への対応	・児童虐待、高齢者虐待の早期発見と相談対応への充実に努めます	A	町民生活課 健康推進課 学校教育課 介護福祉課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

目標Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、方針の立案及び決定過程への女性の参画は遅れています。

女性があらゆる分野において方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力開発や地位向上のみならず、社会のシステムを変えてゆくための大きな力となります。

そのためには、女性自身が意識を高め、より力を持った存在になること（エンパワーメント）やそれをさらに生かすネットワークづくりと合わせ、さまざまな場面における男女の格差解消のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を具体化していくことが大切です。

重点課題 1

方針の立案、決定過程への女性の参画促進

【現況と課題】

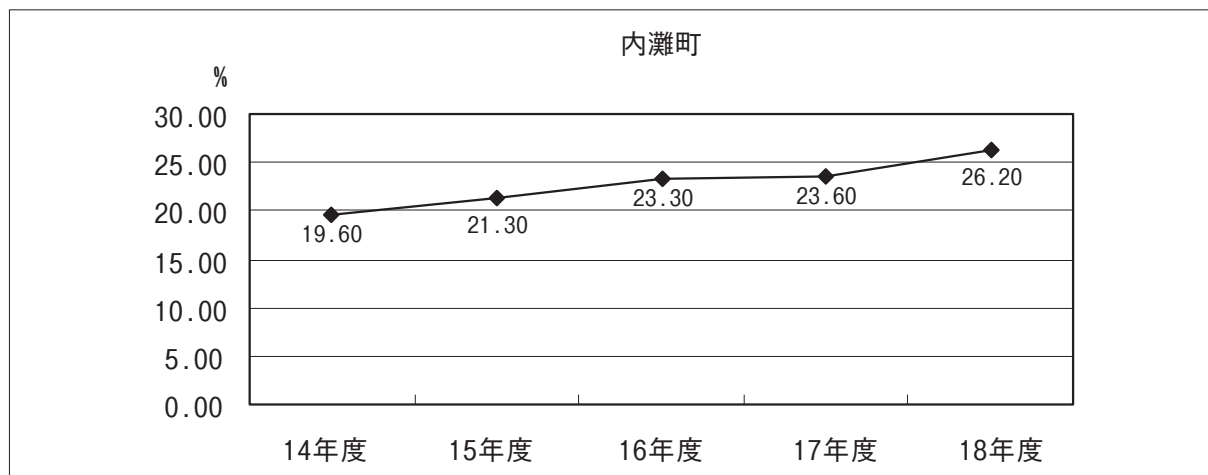
地方公共団体の施策の決定は、女性にも男性にも等しく関わってくるものです。そして、その決定過程に男女がともに参画する機会が確保されることは、さまざまな施策に男女共同参画の視点が入ることにつながります。

内灘町における各種審議会等の女性の割合は、平成 18 年 4 月 1 日時点で 26.2%であり、公募委員制度の導入と併せて女性委員の登用を進めているところですが、今後より積極的な取り組みが求められます。

また、各種団体や企業等における代表者や役員など、方針決定の立場にある女性の割合は依然として低い状態にあります。町においても男女共同参画のモデルとなるよう、男女共同参画型職場づくりを推進していくとともに、各種団体や企業等に対し、男女共同参画に関する意識啓発やポジティブ・アクションの勧奨を行うなど女性の参画を促進する必要があります。

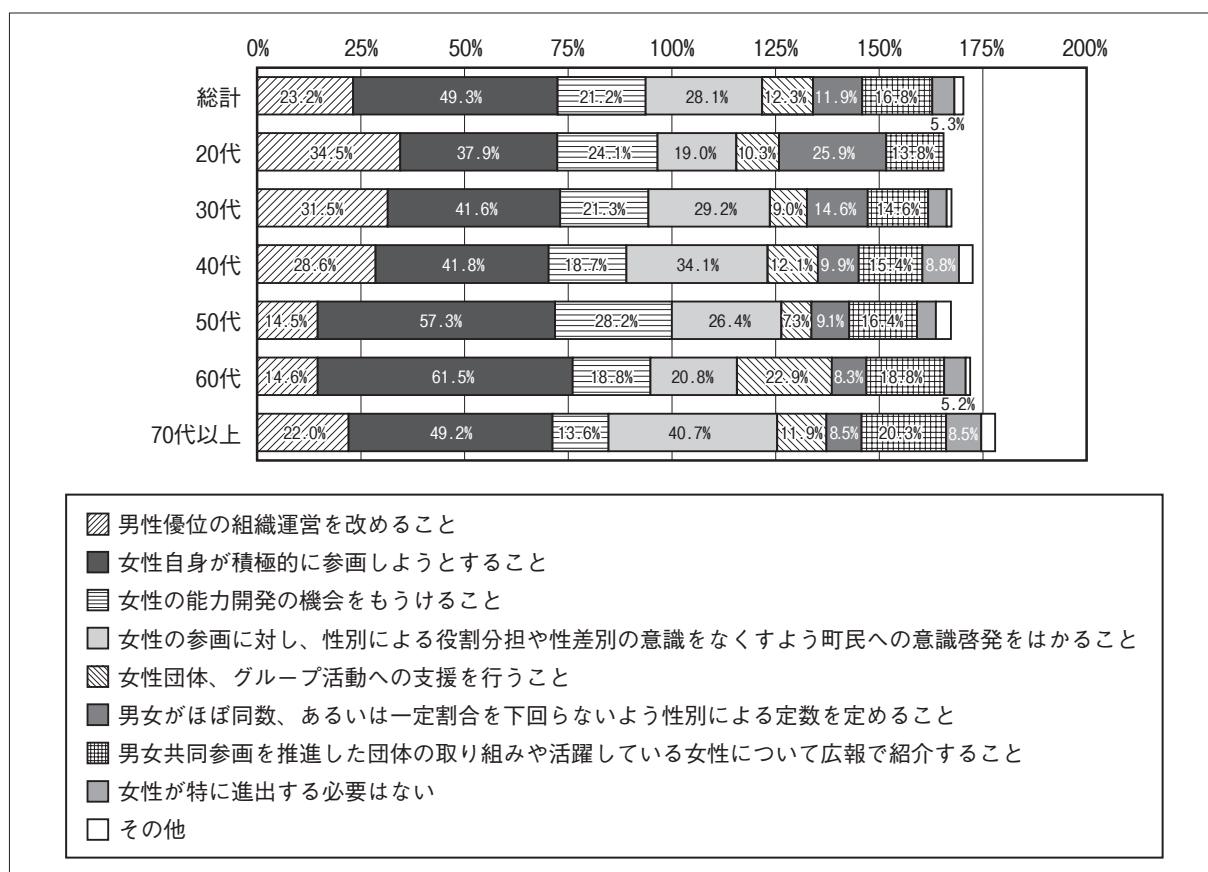


各審議会委員における女性委員の比率

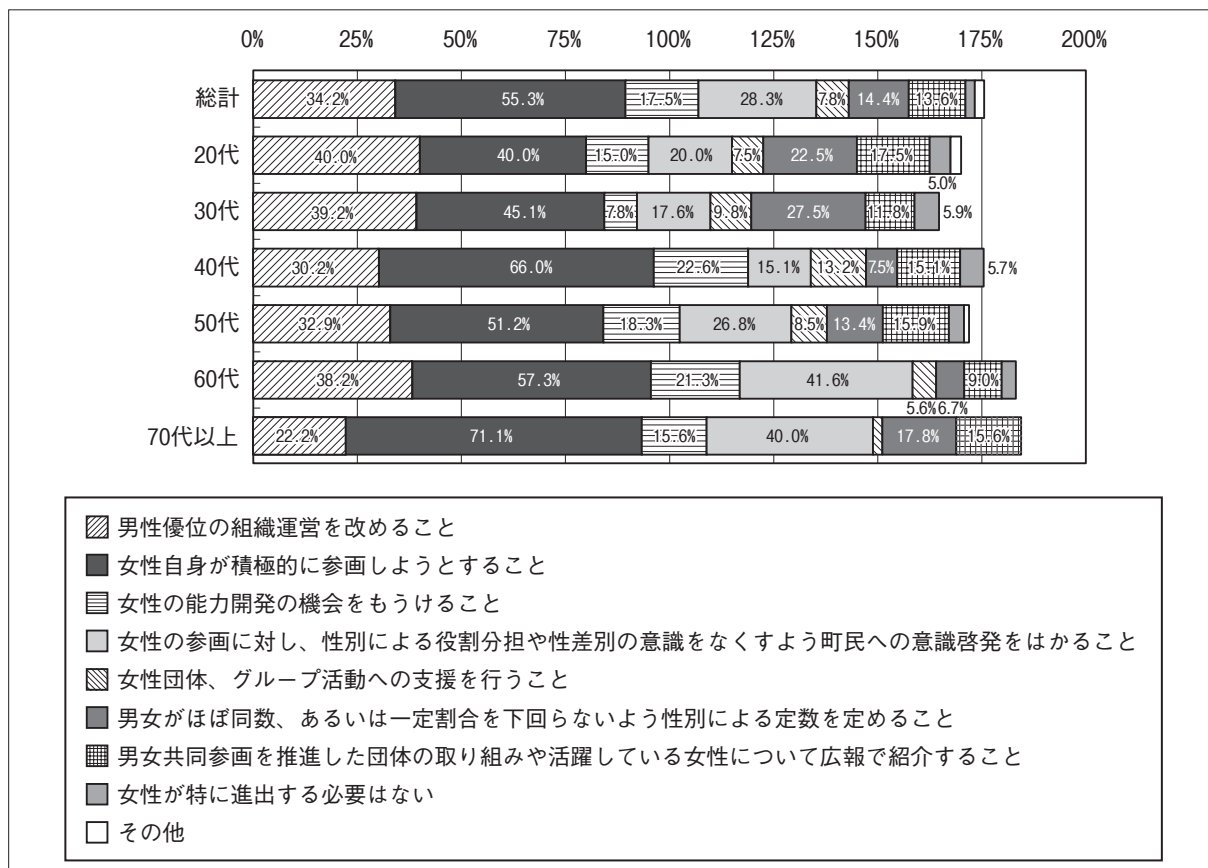


町政や地域活動などでの政策・方針決定の場において、女性が進出していくために何が必要だと思いますか。(○は2つまで)

(女性 年代別)



(男性 年代別)



— 町民の声 —

・町会等男性ばかりの会議で、女性が発言することは難しいです。

(アンケート等でいただいたご意見)

【施策の方向】

④方針の立案・決定過程への女性の参画の促進

⑤女性の人材育成と人材に関する情報提供

施策の方向 ④方針の立案、決定過程への女性の参画の促進

事業概要		期間	担当課
8 審議会等委員への女性の参画促進	・町の審議会等における女性委員の割合を増やします。 ・各種団体からの審議会への推薦については、団体代表者に限らず女性を含め多様な人材が推薦されるよう依頼します。 ・審議会結果の情報公開を実施し、女性の町行政参画に向けた環境の整備を推進します。	A	全関係課
9 男女参画型職場づくりの推進	・全庁的に男女共同参画に関する研修を充実させ、男女職員がともに、その個性と能力を発揮することができる職場づくりへ取り組んでいきます。 ・女性職員の人材育成や、積極的登用を図っていきます。	A	総務課
10 各種団体、企業への情報提供等	・町内会・PTA等の地域における団体や企業へ実態調査や情報の提供を行い、女性の参画促進への意識啓発を進めます。	B	男女共同参画室 生涯学習課 産業振興課

施策の方向 ⑤女性の人材育成と人材に関する情報提供

事業概要		期間	担当課
11 女性の人材育成	・女性リーダー育成のため、研修会や全国大会への派遣を行います。 ・関係機関と連携協力し、女性の人材に関する情報を収集し、提供体制充実を図ります。また、町で活躍する女性を発掘し、活用するための人材リストを作成します。	A	男女共同参画室 生涯学習課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

目標Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

働くことは、経済面だけでなく、自分の個性を活かし社会的な視野を広げるなど、多様な意味合いがあり、男女を問わず全ての人に保障された権利です。法律の整備等によって女性の雇用環境は年々改善されていますが、それらが真に機能するためには、男女共同参画の視点での意識の改革が不可欠と考えられます。しかし、地域活動や、家庭における家事・育児・介護等は女性の役割という考えも根強くあり、女性の職業と家庭生活の両立が難しいことは、わが国の働く女性の約7割が出産を機に仕事をやめている現状からも伺えます。

このため、特に男性には、従来の職場中心の意識・ライフスタイルからの転換と、家庭責任は男女双方にあるという認識を深めることが必要です。

また、企業では労働時間の短縮や、育児・介護休業制度などを利用しやすいように環境を整備し、制度を定着させていく必要があります。一方、行政においては、多様な保育サービスの推進等、育児や介護環境の一層の整備が求められています。

重点課題1

誰もが働きやすい環境の整備

【現況と課題】

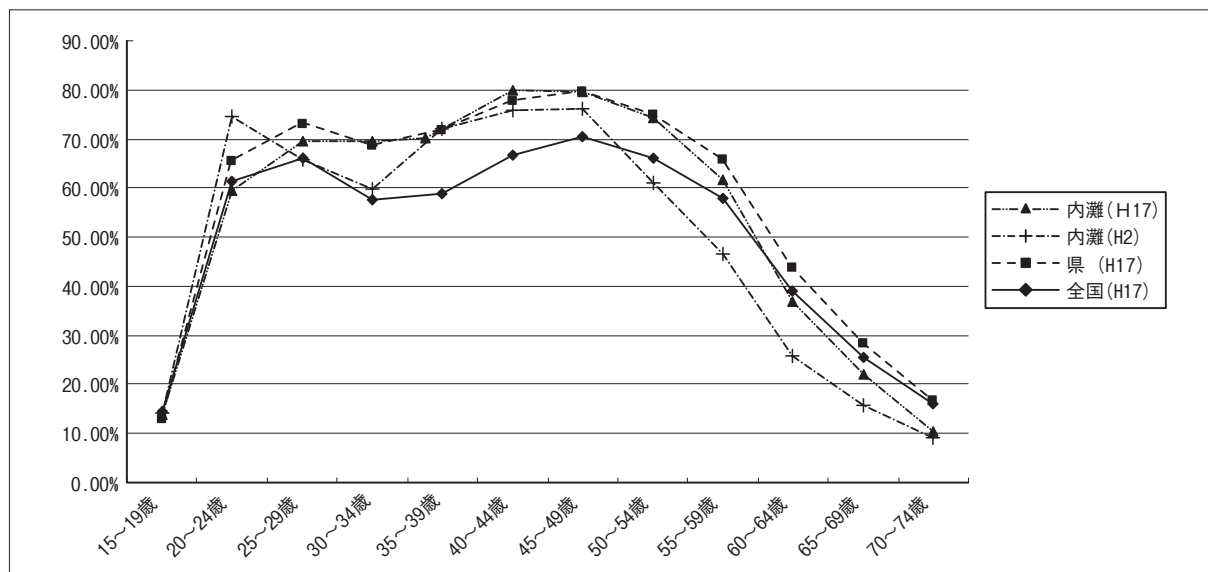
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正、更に次世代育成支援対策推進法と法律や制度の整備は着実に進められ、女性の働く環境は徐々に整備されてきました。

内灘町の女性の就業率は、平成17年国勢調査によると51.8%であり、全国平均45.5%、石川県の50.3%を上回っています。その特徴は40歳から44歳に向け上昇を続け、その後徐々に低下していくという傾向にあり、平成2年では顕著であったM字カーブ（我が国の女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口/15歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いている。）が見られなくなっています。

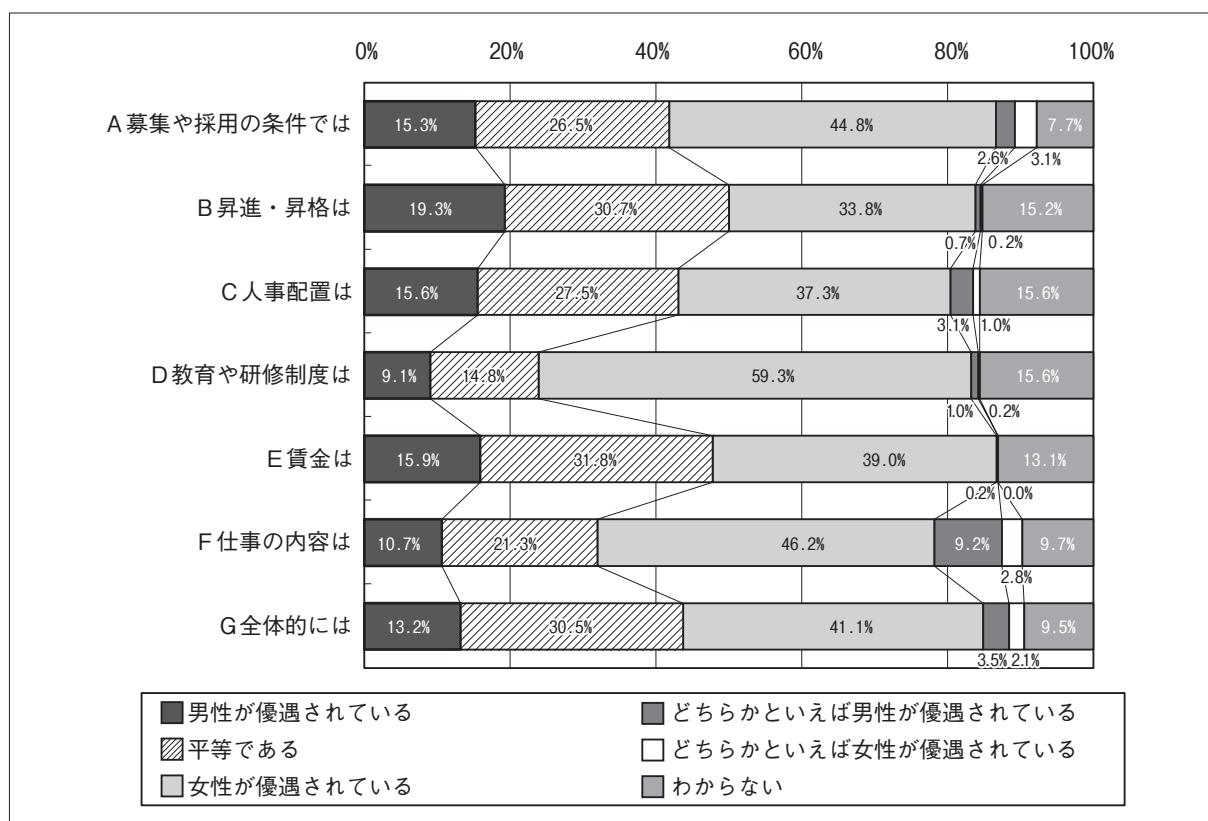
しかし、平成18年の意識調査によると、昇進・昇格、人事配置、賃金などに不平等感が多く持たれており、制度上の男女の均等が確保されるだけでなく、実質的な均等を確保することが重要です。

このため、男女雇用機会均等法の定着や企業のポジティブ・アクションの導入が求められるほか、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するセクシャルハラスメントの防止対策の徹底など、職場の良好な環境整備が必要です。

女性の年齢階層別の就業率（平成 17 年国勢調査）と平成 2 年内灘町の数値



職場における平等感



【施策の方向】

- ⑥雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑦自営業、農林水産業などにおける男女のパートナーシップの推進
- ⑧多様な働き方を可能とする就業環境の整備

施策の方向 ⑥雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業概要		期間	担当課
12 男女雇用機会均等法の円滑な推進	・事業主や勤労者に対し、男女雇用機会均等法の周知のための啓発を実施します。 ・育児、介護休業等の制度についての啓発や情報の提供を行います。 ・企業におけるポジティブ・アクションやセクハラ対策の必要性の啓発を行います。	B	産業振興課

施策の方向 ⑦自営業、農林水産業などにおける男女のパートナーシップの推進

事業概要		期間	担当課
13 女性の参画促進、能力開発、経営参画や起業促進支援	・女性認定農業者の拡大や、家族経営協定の推進など女性の農業経営、地域社会への参画をするための取組を進めていきます。	A	産業振興課
	・技術、経営管理能力の向上、起業のための学習会開催や、情報提供を行います。また労働条件の整備についての啓発を実施します。	A	産業振興課

施策の方向 ⑧多様な働き方を可能とする就業環境の整備

事業概要		期間	担当課
14 多様な働き方を踏まえた環境整備	・パートタイム、派遣労働など多様な働き方への就業環境の整備への周知を図ります。	B	産業振興課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

重点課題2

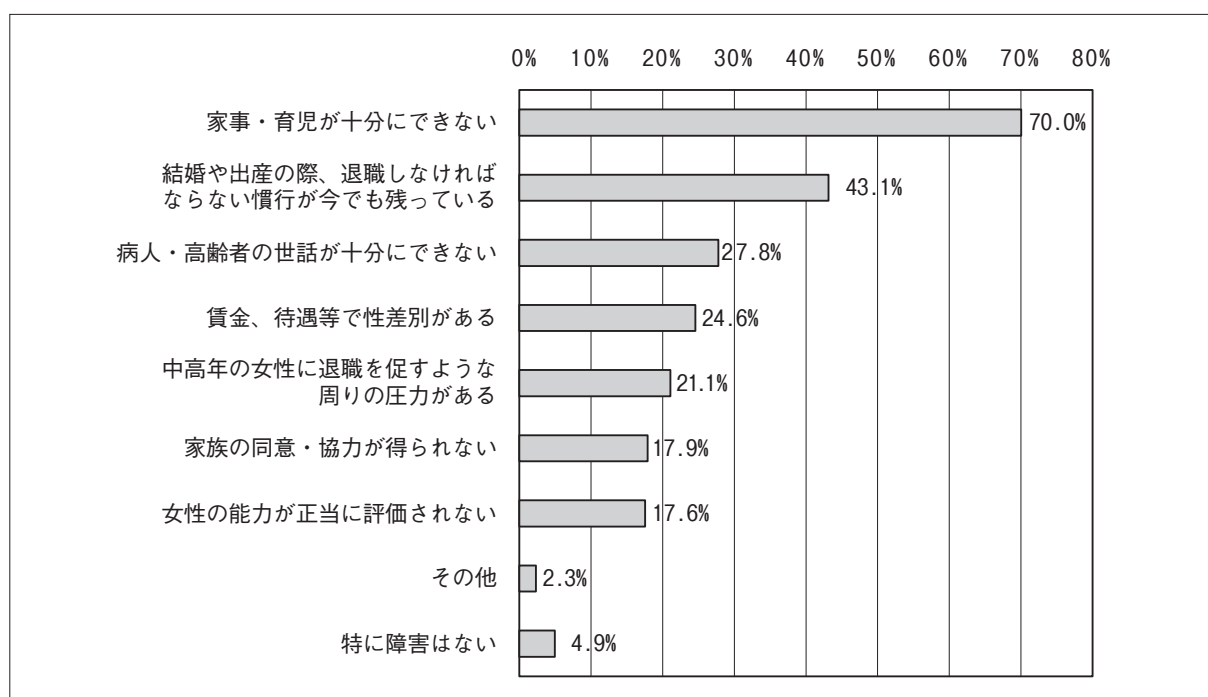
仕事と家庭の調和の支援

【現況と課題】

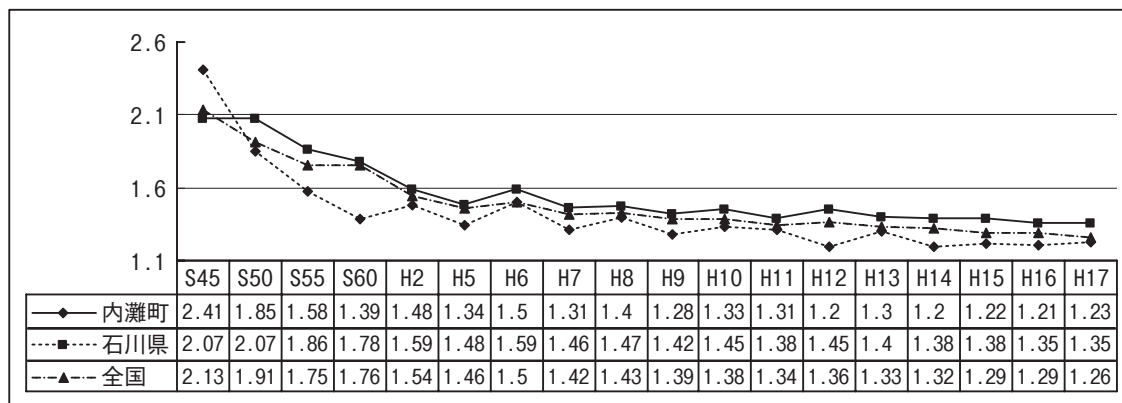
男女が仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることは、大切なことです。

少子・高齢化が進行する中で、男女が働きながら安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会づくりが重要であり、このため、多様な保育サービス等の子育て支援の充実、労働時間の短縮や育児・介護休業を取得しやすい労働環境の整備とともに、家庭や地域社会における男女共同参画を一層促進していく必要があります。

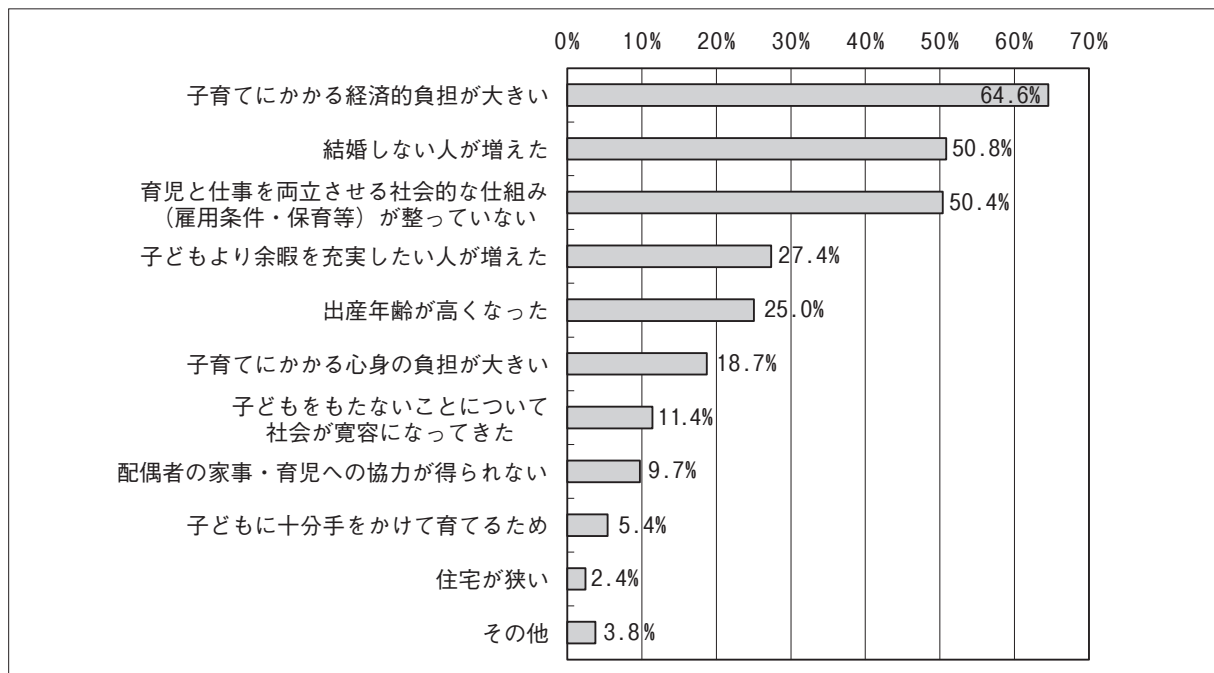
女性が職業を続けていく上では、どんな障害があると思いますか。(○は3つまで)



合計特殊出生率の推移



近年生まれる子どもの数が少なくなっていますが、あなたはその原因は何だと思いませんか。
(○は3つまで)



— 町民の声 —

子どもを育てるために保育園等のサービス面ばかりを言いがちだが、住宅やフレックスタイム、再雇用に対し目を向けた環境づくりに力を入れて欲しい。男女共に家庭を作り上げようという気持ちになったとき次のステップに進めるのでは。また、子育て期間は幼児期だけではでない。小学校・中学校までは安心して通わせられるものにして欲しい。

(アンケート等でいただいたご意見)

【施策の方向】

⑨社会全体で支える子育て支援

⑩家庭生活への男女共同参画

⑪ひとり親家庭の自立に向けた支援

施策の方向 ⑨社会全体で支える子育て支援

事業概要		期間	担当課
15 多様なライフスタイルに応じた育児支援	・多様な保育サービスの整備、学童保育サービスの充実を図ります。 ・地域の子育て支援の充実を図ります ・子育て支援センターの充実を図ります。 ・子育て支援のネットワークづくりを図ります。 ・地域内・世代間交流の促進を図ります。 ・子育て家庭への経済的支援を図ります。	A	町民生活課 生涯学習課

施策の方向 ⑩家庭生活への男女共同参画

事業概要		期間	担当課
16 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	・男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別や役割分担意識の見直しを進める啓発の推進を実施します。 ・育児休暇・介護休暇等についての情報を提供し就業者への周知を行います。	B	男女共同参画室 産業振興課
	・役場内における「特定事業主行動計画」の着実な推進に努めます。	A	総務課

施策の方向 ⑪ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

事業概要		期間	担当課
17 自立へ向けた支援の充実	・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種の支援体制の充実を図ります。	A	町民生活課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

重点課題3

男女がともに担う活力ある地域づくりの推進

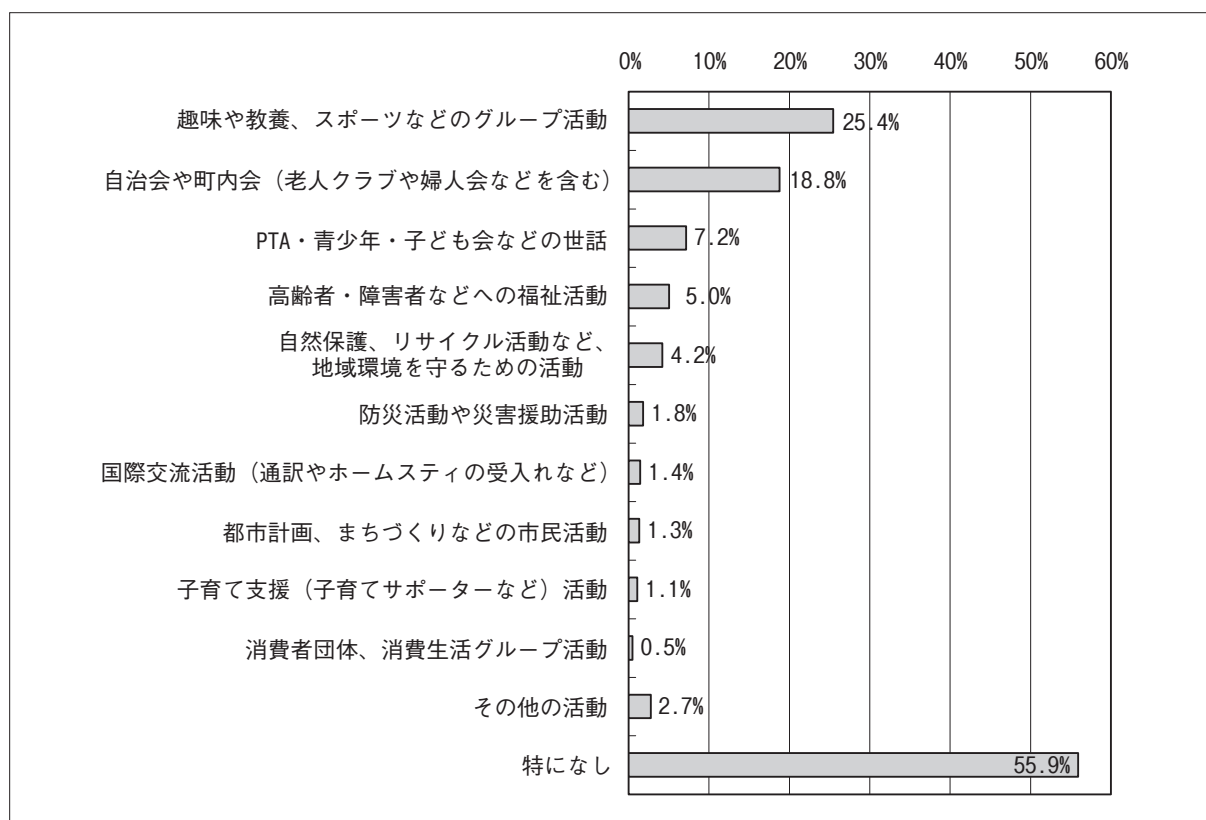
地方分権の進展や、価値観の多様化、少子高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来、社会経済の国際化、環境問題とかつて経験したことのない多くの課題に私たちは今直面しています。これらの課題を克服する鍵となるのは、住民参加・住民主体による地域づくり、住民と行政との協働による地域づくりであると言えます。

しかし、その活動の様子を見てみると、参加者が男性あるいは女性に偏っていたり、一部の人に固定されていたり、幅広い参加にはなかなか至っていないのが現状です。

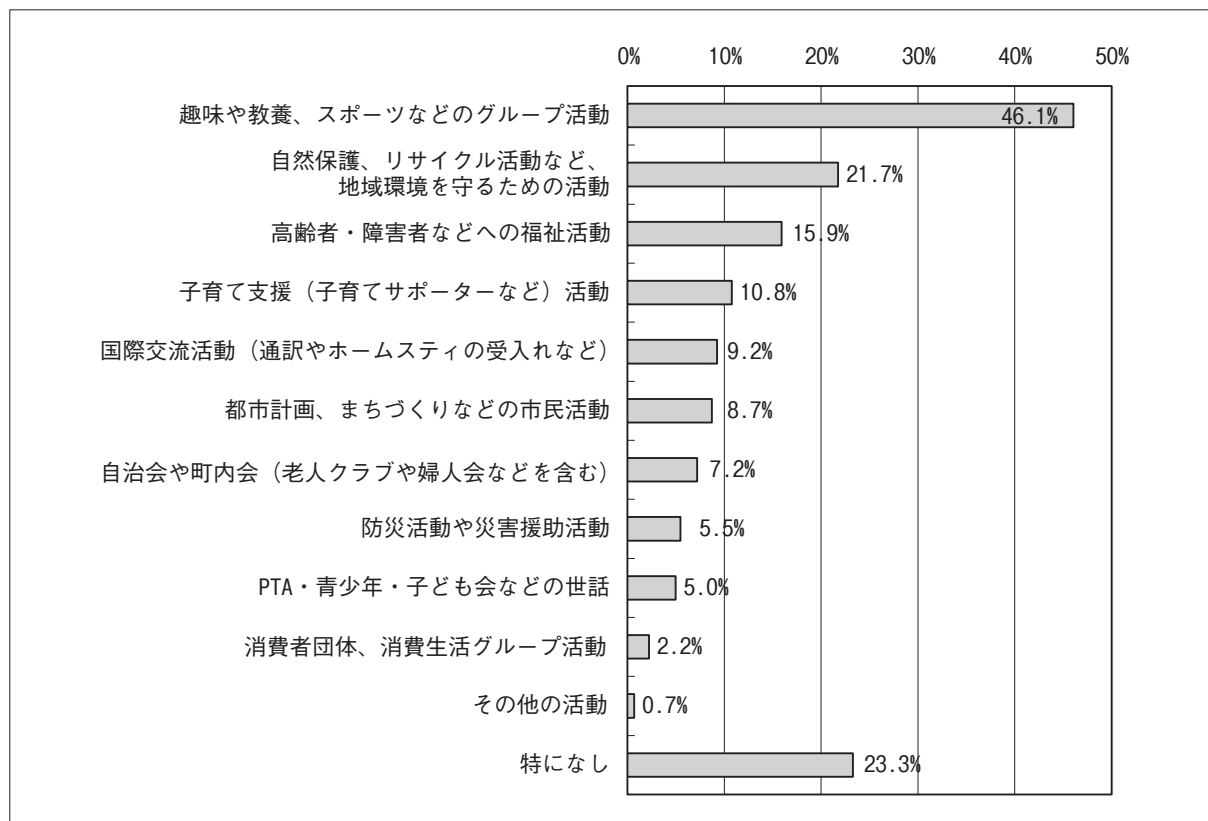
今後、男女でともに行う地域活動の啓発の実施や、女性・男性、年代を問わず地域、社会活動に参画しやすい環境づくりを進める必要があります。

あなたは団体やグループで仕事以外の社会活動をしていますか。

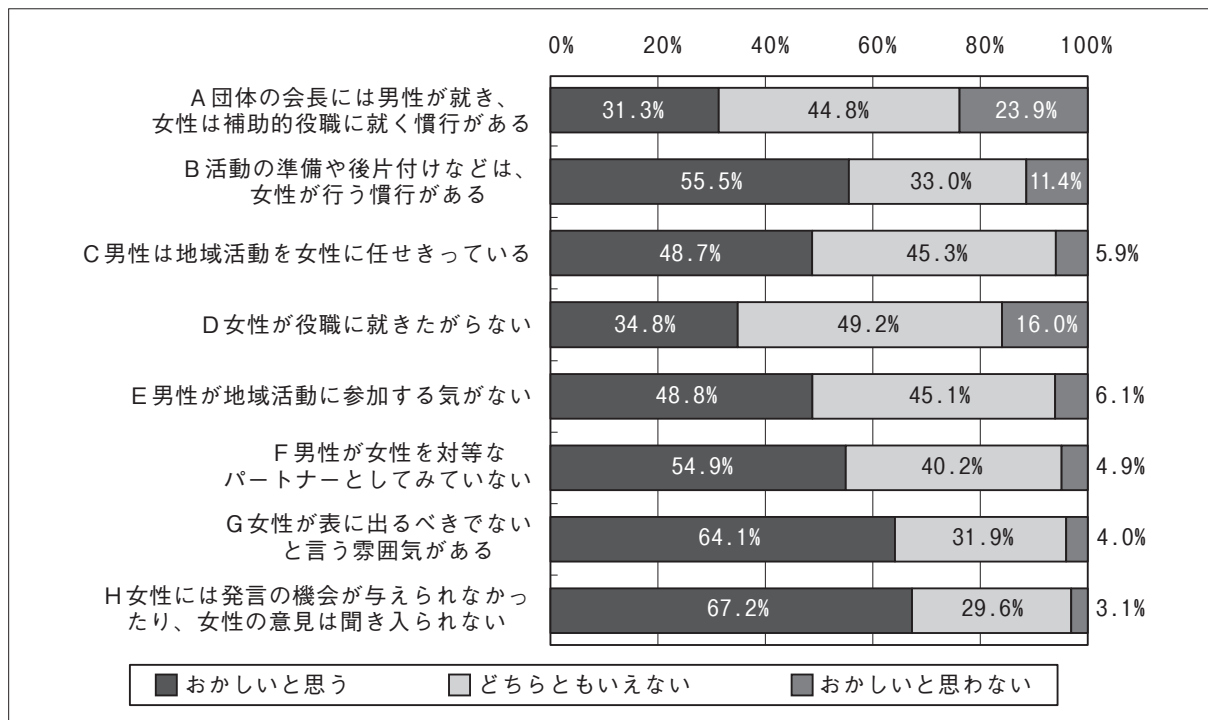
《現在活動しているもの（○はいくつでも）》



《今後活動してみたいもの（○は3つまで）》



地域活動の中で、次のようなことについてあなたはどのように思いますか。（○は1つ）



【施策の方向】

⑫ 地域活動への男女共同参画の推進

⑬ ボランティア・NPO 活動等への支援

施策の方向 ⑫地域活動への男女共同参画の推進

事業概要		期間	担当課
18 公民館・町会、 女性会・婦人会、 PTA など地域 活動の支援	・地域の活動を支援し、働く男女が参加しやすい運営方法を取り入れるなど、男女どちらもの活動の促進がされるよう働きかけます。	A	生涯学習課 企画財政課
19 幅広い層、世代 の参加促進	・年代を超え、触れ合う世代間交流を推進します。	A	生涯学習課 町民生活課
20 男女共同参画の 視点を持った幅 広い取組	・防災・まちづくり・環境保全等へ男女共同参画の視点を取り入れます。	A	総務課 企画財政課 町民生活課

施策の方向 ⑬ボランティア・NPO 活動等への支援

事業概要		期間	担当課
21 NPO 活動等の 支援	・ボランティア、NPO（非営利団体）、NGO（非政府組織）活動を行おうとするグループ等への支援をします。	A	生涯学習課 町民生活課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

【現況と課題】

男女とも、互いの身体の特徴を理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に、女性には、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

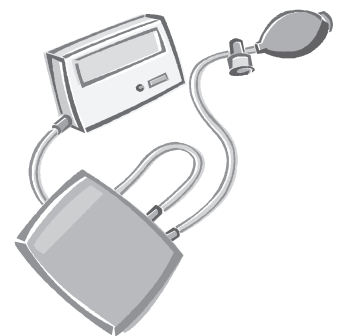
また、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）は、こうした健康上の配慮とともに、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権に関わるものとしてとらえ、女性自身の自己決定権が社会的、経済的な理由から損なわれることがないようにしなければならないという考え方であり、その普及定着が求められています。

こうしたことに配慮しつつ、男女の特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な健康づくりの推進を図ることが必要です。

内灘町における65歳以上人口は年々増加傾向にあり、総人口に占める割合も昭和50年の5.3%から、平成17年には14.6%と3倍近くの伸びとなっています。高齢期を豊かで活力ある時代とするため、年齢や性別に基づく固定的な見方を排除し、自立し誇りを持って社会を支える重要な一員とし、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。要介護状態にならないための介護予防事業もこのための重要な課題の1つです。

一方、要介護高齢者は今後一層増加することが予想されます。このため介護に係る負担が要介護者の家族、とりわけ女性へ偏ることのないよう、社会全体で支えていく仕組みである介護保険制度の定着と充実が必要です。

同様に、障害のある人もない人も共に生活し活動できるノーマライゼーション社会を目指し、町民として男女や年齢、障害の有無に関わらず住みやすい環境づくりに努めることも大切なことです。



【施策の方向】

⑭ 生涯を通じた健康支援

⑮ 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 ⑭生涯を通じた健康支援

事業概要		期間	担当課
22 健康保持のための支援	・女性の生涯にわたる健康づくりのため健康教室・健康相談の充実を図ります。	A	健康推進課
	・母性保護・母子保健の充実に努めます。	A	健康推進課
	・男女の性差に応じた的確な性差医療についての知識の普及を図ります。	B	健康推進課
	・生涯スポーツの充実を図り、男女ともスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	A	生涯学習課
	・健康を脅かす問題（HIV・薬物等）についての情報の提供をします。	A	健康推進課

施策の方向 ⑮高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

事業概要		期間	担当課
23 高齢者等が安心して暮らせるサービスの充実	・男女共同参画の視点からの「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画」を着実に実施します。	A	介護福祉課
	・高齢者等を含む、全ての人にとって暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。	A	都市建設課
24 高齢者等の社会参加の促進	・高齢者が豊かな経験と知識を活かした地域活動やボランティア活動などの社会参加の場を広げます。	A	介護福祉課 生涯学習課 産業振興課

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

目標Ⅳ 着実な計画の推進

男女共同参画のまちづくりには、この推進計画に基づいての施策を町民・事業者・各種団体や行政が十分な連携と協力をし、推進することが必要です。

また、定期的に計画の進捗状況を検証するとともに、住民の意識調査を実施し町民の意識の進み度合いを把握しながら、その結果を施策に反映していくことが大切です。

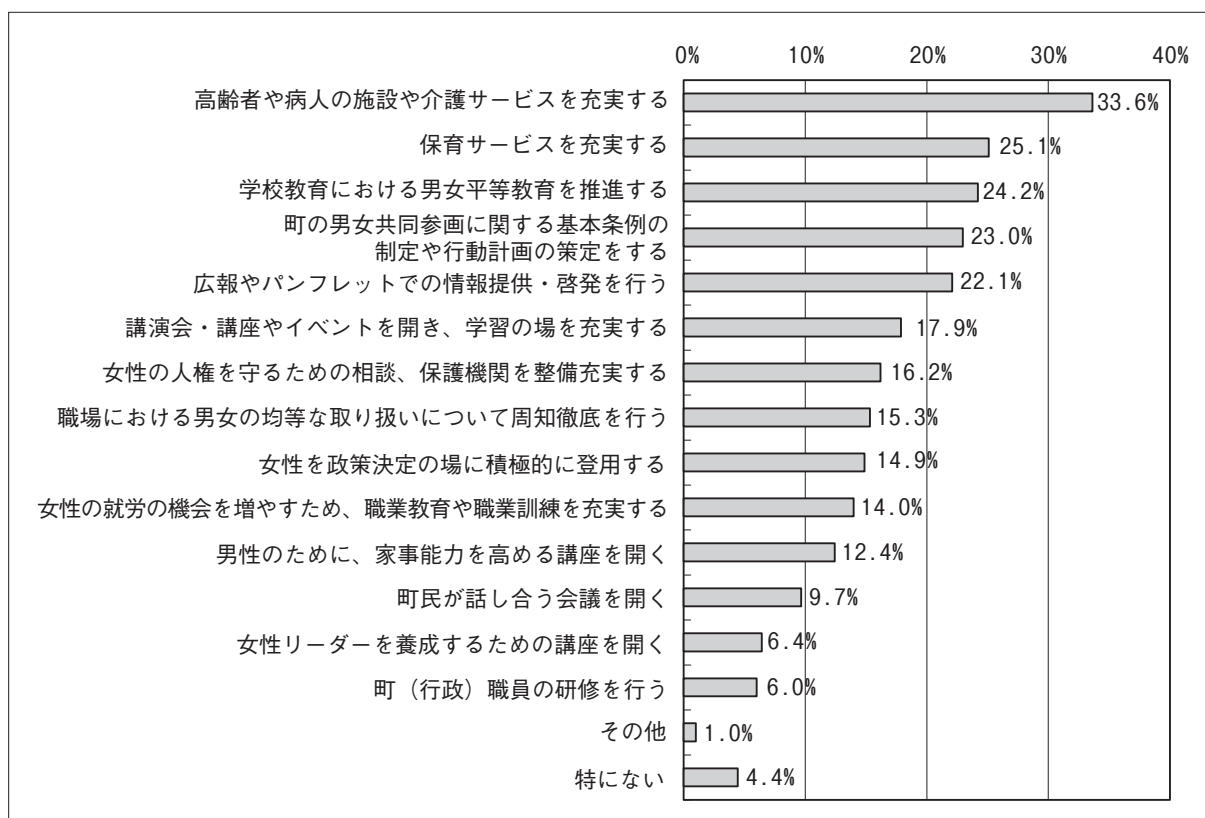
重点課題 1

推進体制の整備

【現況と課題】

行政においては行動計画の町民への周知を図ると共に条例の制定を図ります。また、幅広い行政部門にまたがる男女共同参画施策の推進のため「男女共同参画推進庁内連絡会」の充実など、庁内推進体制の整備を図ります。また、町民等と共に計画を着実に推進するため、計画の進捗状況を積極的に開示するなど、町民と意識を共有化して進めていきます。

町（行政）は男女共同参画社会の実現のためにどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（○は3つまで）



【施策の方向】

⑩町の推進体制の整備

⑪町民との連携の促進

⑫評価システムの整備

施策の方向 ⑩町の推進体制の整備

事業概要		期間	担当課
25 町の推進体制の整備	・「男女共同参画推進委員会」をおき、男女共同参画に関する施策の策定、推進に関して意見を聞き、男女共同参画に関する施策を推進します。	A	男女共同参画室
	・「男女共同参画推進庁内連絡会」をおき、全庁的に連携を図り、男女共同参画社会の推進を図ります。	A	男女共同参画室
	・国、県、他市町と相互に情報を共有し、協調・連携し、男女共同参画社会の推進に努めます。	A	男女共同参画室
	・「(仮称)男女共同参画推進条例」の制定を目指します。	B	男女共同参画室
	・町発行刊行物について、男女共同参画の視点で作成するよう努めます。	B	情報政策課 全課

施策の方向 ⑪町民との連携の促進

事業概要		期間	担当課
26 町民との連携の促進	・町民、事業者、各種団体との連携を深め計画の推進を図ります。	B	男女共同参画室
	・計画の進捗状況や男女共同参画審議会の審議など情報公開に努めます。	A	男女共同参画室

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

施策の方向 ⑱評価システムの整備

事業概要		期間	担当課
27 進捗状況の把握 と調査の実施	・計画の進捗状況について、定期的に点検・評価し、進行管理を行います。	B	男女共同参画室
	・計画の進捗状況や町民の意識の変化等を把握するため必要な調査を定期的に行います。	B	男女共同参画室

*各事業の取組は次のように表示してあります

A	現在実施している事業の継続・拡大	B	今後新たに実施する事業
---	------------------	---	-------------

数値目標

関連する 基本目標	項 目	現 状	目 標 値	備 考
8	町の審議会における女性委員の割合	(平成 18 年度) 26.2%	(平成 28 年度) 40%	第 4 次 総合計画
13	家族経営協定の締結数	(平成 17 年度) 1 件	(平成 22 年度) 2 件	農山漁村における男女のパートナーシップに関する指数
	女性認定農業者	2 経営	3 経営	

参考指標データ

関連する 基本目標	項 目	直近の数値	備 考
1	小中学校における混合名簿の導入	100%	平成 18 年 4 月現在
9	町の管理職（課長補佐以上）に占める女性の割合	17.2%	平成 18 年 4 月現在
13	農業委員に占める女性の割合	0%	平成 18 年 4 月現在

資 料 編

内灘町男女共同参画推進委員会設置条例

内灘町男女共同参画推進委員会委員名簿等

答申書

日本国憲法

男女共同参画参画基本法

世界・国内の男女共同参画への動き

人間開発に関する指数の国際比較

北京宣言及行動綱領目次

用語解説

内灘町男女共同参画推進委員会設置条例

平成十七年九月二十八日

内灘町条例第 二十 号

(目的及び設置)

第一条 内灘町における男女共同参画に関する施策を推進するため、内灘町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画の施策に関すること。
- 二 男女共同参画の施策の推進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか男女共同参画の施策に関し必要な事項に関すること。

(組 織)

第三条 委員会は、委員十人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 各種団体を代表する者
- 三 公募により選出した町民
- 四 前三号に掲げる者のほか町長が適当と認める者

2 任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第五条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長は委員長がこれにあたる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶 務)

第六条 委員会の庶務は、まちづくり政策部企画財政課内において処理する。

(委 任)

第七条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

審 議 経 過

第1回 委員会	平成 17 年 8 月 29 日
第2回 委員会	平成 17 年 11 月 30 日
第3回 委員会	平成 18 年 1 月 20 日
第4回 委員会	平成 18 年 4 月 28 日
第5回 委員会	平成 18 年 6 月 29 日
第6回 委員会	平成 18 年 8 月 21 日
第7回 委員会	平成 18 年 10 月 11 日
第8回 委員会	平成 19 年 1 月 12 日

内灘町男女共同参画推進委員会名簿

任期：平成 17 年 8 月 29 日～平成 19 年 8 月 28 日

区 分	所 属	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	金沢大学法学部教授	名 古 道 功	
各種団体代表	金沢医科大学総務部	宮 本 文 夫	
各種団体代表	公民館協議会	八 幡 三 郎	委員長
各種団体代表	社会福祉協議会	七 田 稔	
各種団体代表	子ども会連絡協議会	井 口 外 明	
各種団体代表	働く女性の会運営委員会	利 波 悦 子	
各種団体代表	連合女性会	水 上 妙 子	副委員長
公 募 委 員		寺 井 勝 利	
公 募 委 員		高 木 真知子	
公 募 委 員		幸 田 久 子	

答申にあたって

少子高齢化、地方分権への大きな動きなど、今私たちは社会情勢の急激な変化に対応する必要に迫られています。そのためにも、あらゆる分野の根底に流れる男女のパートナーシップの構築は喫緊の課題といえます。

この答申では、行動計画を「一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち」「誰もが生き生き参画できるまち」「家庭、職場、地域で心豊かに調和ある生活ができるまち」「着実な計画の推進体制」の4点を目標として、取り組むべき施策の方向性を提案いたしました。

この提案は、特に内灘町でも今後顕著になると予測される少子高齢化への対応である「次世代育成」や「仕事と家庭生活との調和ある生活への支援」、地方分権時代における「町民との協働によるまちづくり」の視点など、社会情勢の変化に考慮したものとなっております。今回初めて行った町民意識調査では、先に国で実施された意識調査と比較しても、固定的な性別役割分担意識が内灘町民において根強いことも示されております。このような現状を勘案したとき、計画の実効性を得るためには、行政だけでなく、私たち本計画策定に関わった委員、県男女共同参画推進委員の皆さんなど多くの町民（事業者・各種団体も含む）との協働が不可欠であると考えます。

内灘町での男女共同参画への取り組みは緒に就いたばかりであります。今後当該計画に沿って積極的に施策を実行され、着実な成果をあげられますよう期待します。そして、「一人ひとりが輝きハーモニー奏でるまち」で、暮らす人々が人間としての充実感と生きる喜びを実感できる、そんな内灘町であることを切に希望します。

なお、本委員会としては、当該計画の推進を図る上においてその法的根拠となる「(仮称)内灘町男女共同参画推進条例」を制定されることが望ましいとの一致した意見があったことを付言いたします。

平成19年1月17日

内灘町男女共同参画推進委員会

委員長 八 幡 三 郎

日本国憲法〈抄〉

公布 昭和21年11月3日
施行 昭和22年 5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策

を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

世界・国内の男女共同参画への動き

年	世 界	日 本	石川県	内灘町
1975 s50	第1回世界女性会議 (メキシコシティ) (国際婦人年世界会議) 「世界行動計画」採択	総理府に「婦人問題企画 推進本部」設置		
1977 s52	国連婦人の十年 (1976～1985)	「国内行動計画」策定	県民課に「婦人問題担当 窓口」設置	
1978 s53			「石川県婦人問題懇話会」 設置	
1979 s54	国連「女子差別撤廃条約」 採択			
1980 s55	第2回世界女性会議 (コペンハーゲン) (「国連婦人の十年」中間 世界会議)	「女子差別撤廃条約」に 署名		
1981 s56	「ILO156号条約」採択 (家族的責任を有する労働者条約)	「国内行動計画後期重点 目標」策定	「石川県婦人行動計画」 策定	
1985 s60	第3回世界女性会議 (ナイロビ)(「国連婦人の十年」世界会議) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」 制定 「女子差別撤廃条約」批准		
1987 s62		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	新婦人行動計画「いしか わ婦人プラン21」策定	
1990 h2	「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」採択			
1991 h3		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」第一次 改定	婦人青少年課設置	
1993 h5	国連世界人権会議(ウィ ーン)		「いしかわ女性行動計画」 策定	
1994 h6		総理府に「男女共同参画 室」及び「男女共同参画 審議会」設置 「男女共同参画推進本部」 設置		
1995 h7	第4回北京世界女性会議 「北京宣言・行動綱領」 採択	「育児・介護休業法」制 定		
1996 h8		男女共同参画審議会「男 女共同参画ビジョン」答 申 「男女共同参画2000年プ ラン」策定		
1998 h10			「いしかわ女性行動計画」 改訂	

年	世 界	日 本	石川県	内灘町
1999 h11		改正「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法」施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行 「男女共同参画社会基本法」公布施行	男女共同参画推進員(100名)委嘱	
2000 h12	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言・成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画推進室」設置	
2001 h13		内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」公布・施行	「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 「石川県男女共同参画推進条例」制定・施行	
2003 h15		「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」制定		
2005 h17	国連女性の地位委員会閣僚会議(北京+10)開催 「宣言・決議」採択	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		「女性施策推進室」設置 「男女共同参画推進委員会」設置
2006 h18				「女性施策推進室」を「男女共同参画室」へ改称
2007 h19				「内灘町男女共同参画推進行動計画」策定

人間開発に関する指数の国際比較

HDI
(人間開発指数)

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.963
2	アイスランド	0.956
3	オーストラリア	0.955
4	ルクセンブルグ	0.949
5	カナダ	0.949
6	スウェーデン	0.949
7	スイス	0.947
8	アイルランド	0.945
9	ベルギー	0.945
10	米国	0.944
11	日本	0.943
12	オランダ	0.943
13	フィンランド	0.941
14	デンマーク	0.941
15	英国	0.939
16	フランス	0.938
17	オーストリア	0.936
18	イタリア	0.934
19	ニュージーランド	0.933
20	ドイツ	0.930
21	スペイン	0.928
22	香港（中国）	0.916
23	イスラエル	0.915
24	ギリシャ	0.912
25	シンガポール	0.907
26	スロベニア	0.904
27	ポルトガル	0.904
28	韓国	0.901
29	キプロス	0.891
30	バルバドス	0.878
31	チェコ共和国	0.874
32	マルタ	0.867
33	ブルネイ	0.860
34	アルゼンチン	0.863
35	ハンガリー	0.862
36	ポーランド	0.858
37	チリ	0.854
38	エストニア	0.853
39	リトアニア	0.852
40	カタール	0.849
41	アラブ首長国連邦	0.849
42	スロバキア	0.849
43	バーレーン	0.846
44	クウェート	0.844
45	クロアチア	0.841

GEM
(ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.880
3	スウェーデン	0.857
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.705
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	バハマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527

日本は、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」、「人間らしい生活」という3つの基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す HDI（人間開発指数）では11位ですが、政治及び経済への女性の参画の程度を示す GEM（ジェンダーエンパワーメント指数）では80か国中43位と大きく落ち込んでいます。

(備考)

- 1 UNDP（国連開発計画）"Human Development Report 2005" により作成。
- 2 HDI は177か国中、GEM は80か国中の順位である。

HDI：人間開発指数（Human Development Index）

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数です。

具体的には、①平均寿命②教育水準（成人識字率及び就学率）③調整済み1人当り国民所得を用いて算出しています。

GEM：ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものです。HDI が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEM は能力を活用する機会に焦点を当てています。

具体的には、①国会議員に占める女性の割合、②管理職・技術職に占める女性の割合③管理職に占める女性の割合及び男女の指定勤労所得を用いて算出しています。

北京宣言及行動綱領目次

平成 7 年 10 月 5 日

1 北京宣言（総理府仮訳）

- 1 我々、第 4 回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設 50 周年に当たる 1995 年 9 月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985 年のナイロビにおける女性に関するもの、1990 年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993 年のウィーンにおける人権に関するもの、1994 年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び 1995 年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。
- 我々は、以下のことを決意する。
- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女児がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女児及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。

- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
- 37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

2 第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳）

第Ⅰ章 使命の声明

第Ⅱ章 世界的枠組み

第Ⅲ章 重大問題領域

- ・女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・女性に対する暴力
- ・武力又はその他の紛争が女性，特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・経済構造及び政策，あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- ・あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ・あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・あらゆる通信システム，特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- ・天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害

第Ⅳ章 戦略目標及び行動

- ・女性と貧困
- ・女性の教育と訓練
- ・女性と健康
- ・女性に対する暴力
- ・女性と武力闘争
- ・女性と経済
- ・権力及び意思決定における女性
- ・女性の地位向上のための制度的な仕組み
- ・女性の人権
- ・女性とメディア
- ・女性と環境
- ・女兒

第Ⅴ章 制度的整備

- ・国内レベル
- ・小地域／地域レベル
- ・国際レベル

第Ⅵ章 財政的整備

- ・国内レベル
- ・地域レベル
- ・国際レベル

用 語 解 説

用 語	意 味
NPO・NGO	何れも非営利の団体を指しますが、NPOは、民間の非営利組織、特に市民が主体となって世の中のためになる活動を行っている団体を指して呼ぶことが多く、NGOは、非政府組織と訳され、主に国際交流、交際協力の分野で使われている言葉で、非政府の団体をいいます。
エンパワーメント (empowerment)	力をつけることをいいます。女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念をいいます。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので一人の女性がこの年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数です。
ジェンダー (gender)	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス・sex）がある。 一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー・gender)とといいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。 「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。 このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象は、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

用 語	意 味
セクシャル・ハラスメント (sexual harassment)	性的嫌がらせのことをいいます。職場でのセクシャル・ハラスメントについては「相手の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させること」とされています。
ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)	一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内の弱者への家庭内暴力をさします。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているか注意が必要となります。男女共同参画基本計画では、「夫・パートナーからの暴力」として記述されています。
ノーマライゼーション (normalization)	なお、平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、施行されています。 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方
ポジティブ・アクション (positive action)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では、「積極的改善措置」として規定されています。
フレックスタイム制 (flextime system)	自由勤務時間制と訳します。一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる方式をいいます。
ユニバーサルデザイン (universal design)	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方で

内灘町男女共同参画推進行動計画
～一人ひとりが輝き ハーモニー奏でるまちをめざして～

平成 19 年 3 月

発行 内灘町まちづくり政策部企画財政課男女共同参画室
〒 920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1
TEL (076) 286-1111 FAX (076) 286-0617
e-mail danjyo@town.uchinada.lg.jp